

視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書

令和3年12月2日

目 次

第1 はじめに

第2 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて

1. 基本的考え方

(1) 教育内容と教育目標等及びその単位数について

(2) 臨地実習の1単位の時間数について

2. 改正の内容

(1) 教育内容と教育目標等及びその単位数について

(2) 教育内容の指導方法について

(3) 臨地実習の1単位の時間数について

第3 臨地実習の在り方について

1. 基本的考え方

2. 改正の内容

(1) 臨地実習の中で実施する教育内容について

(2) 臨地実習指導者の要件に関する事項について

第4 その他について

1. 養成所に備えるべき備品等の見直しについて

(1) 基本的考え方

(2) 改正の内容

第5 適用時期について

第6 今後の課題

(1) カリキュラムとして定める総単位数

(2) 臨地実習の中で実施する教育内容

(3) 臨地実習指導者の要件

第7 おわりに

(参考) 視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会
構成員名簿・検討会開催状況

(略称)

「法」：視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）

「令」：視能訓練士法施行令（昭和 46 年政令第 246 号）

「施行規則」：視能訓練士法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 28 号）

「指定規則」：視能訓練士学校養成所指定規則（昭和 46 年文部省・厚生省令第 2 号）

「指導ガイドライン」：視能訓練士養成所指導ガイドライン（平成 27 年 3 月 31 日医政発
0331 第 29 号厚生労働省医政局長通知）

第1 はじめに

視能訓練士の国家試験受験資格を取得しようとする者は、法第14条第1号又は第2号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校（以下「文科大臣指定校」という。）及び都道府県知事が指定した視能訓練士養成所（以下「養成所」という。）（以下「文科大臣指定校」と「養成所」を合わせて「指定学校養成所」という。）等で視能訓練士として必要な知識及び技能を修得する必要がある。

指定学校養成所については同条第1号の規定により、同施設で3年以上の教科課程を修了した場合の他、学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、施行規則第11条で定める学校、養成所において2年以上修業して厚生労働大臣が指定する科目を修めた者で、指定学校養成所で1年以上の教科課程を修了した場合、法第14条第2号の規定により受験資格を取得することができる。¹

指定学校養成所については、指定規則において、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容等が規定されている。また、養成所については、これに加えて、指導ガイドラインにおいて、教育の目標などの詳細な事項が規定されている。

指定規則については、昭和46年の資格創設時に教育科目と各時間数が定められ、平成14年に教育科目の名称を定める規定から教育の内容を定める規定への変更や単位制の導入などカリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降、大きな改正は行われておらず、指導ガイドラインについても、平成27年に通知されて以降、改正は行われていない。

この間、国民の医療へのニーズの変化と多様化による業務の拡大、医療技術の高度化と複雑化などによる、視能訓練士を取り巻く環境が変化するとともに、求められる役割や知識等も変化しており、質の高い視能訓練士を養成するため、養成所の教育内容の見直しや臨地実習の充実等について見直すことが求められている。

このため、本検討会では、国民の信頼と期待に応える質の高い視能訓練士を養成することを目的として、養成所に対するアンケート結果を活用して実態を把握しつつ、カリキュラムの改善、臨地実習前後評価の実施や臨地実習の中で実践学習すべき範囲などの臨地実習の在り方等も含めた見直しについて幅広く検討するため、これまで3回に渡り議論を重ね、今般、その結果を報告書としてとりまとめた。

¹ 指定学校養成所については、同施設で3年以上の教科課程を修了した場合（法第14条第1号）の他、学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令に基づく大学、保育士を養成する学校その他の施設、看護師の学校（修業年数3年以上を含む）（法第14条第1号）を修了した場合（法第14条第3号）に受験資格を取得することができる。

第2 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて

1. 基本的考え方

視能訓練士を取り巻く環境の変化に伴い、視能訓練士の養成に必要な教育内容と教育目標等及びその単位数、臨地実習の1単位の時間数について検討を行った。

(1) 教育内容と教育目標等及びその単位数について

教育内容の見直しに当たっては、国民の医療へのニーズの変化と多様化、医療技術の高度化と複雑化を踏まえて対応した教育となるよう、現行の93単位に新たに必要な教育内容(単位数)を加え、指導方法について見直した。

(2) 臨地実習の1単位の時間数について

養成所における臨地実習の1単位の時間数については、45時間の実習をもって構成することとされているが、臨地実習外で自己学習等を行っている現状を踏まえ、1単位の時間数について臨地実習外での自己学習等を加味したものとするよう検討を行った。

2. 改正の内容

(1) 教育内容と教育目標及びその単位数について

総単位数は、現行の93単位に必要な教育内容を追加し、101単位以上とする。

見直しの内容は以下のとおりであり、教育内容及び単位数は別添1〔指定規則-別表第1〕、教育目標は別添2〔ガイドライン-別表1〕のとおりとする。

基礎分野 現行：14単位 → 見直し：14単位

① 教育内容に「社会の理解」を追加

視能訓練士は患者と密接に関わることから、患者や医療スタッフとの良好な人間関係を構築するために必要なコミュニケーション能力を養う目的で「社会の理解」を教育内容に追加する。

専門基礎分野 現行：(法第14条第1号)29単位 → 見直し：32単位

現行：(法第14条第2号)20単位 → 見直し：23単位

① 人体の構造と機能及び心身の発達

現行：(法第14条第1号)8単位 → 見直し：8単位

現行：(法第14条第2号)4単位 → 見直し：4単位

解剖学、生理学、生化学などの観点から、生命現象をより深く理解するために、生命現象の総合的理解を教育目標に追加する。

② 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進

現行：(法第 14 条第 1 号) 8 単位 → 見直し：9 単位

現行：(法第 14 条第 2 号) 5 単位 → 見直し：6 単位

高度化、多様化する医療需要に対応した視能矯正を実践するために、職業倫理の理解、及び感染症に対する対応と救急対応を含む医療安全管理の知識、高次脳機能障害や発達障害等の基礎的知識を教育目標に追加する。

③ 視覚機能の基礎と検査機器

現行：(法第 14 条第 1 号) 8 単位 → 見直し：8 単位

現行：(法第 14 条第 2 号) 8 単位 → 見直し：8 単位

操作及び検査・測定方法については学習のみならず、新たな検査や方法に対応して理解する能力についても養う必要があり、教育目標に追加する。

④ 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念

現行：(法第 14 条第 1 号) 5 単位 → 見直し：7 単位

現行：(法第 14 条第 2 号) 3 単位 → 見直し：5 単位

社会構造の変化に伴う医療提供体制の変革に対応した教育とするため、地域包括ケアシステムや在宅医療などの医療・介護制度及び、多職種連携の理解について教育目標に追加する。視覚障害児の発達に対応した学習とするため、地域社会における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を養うとともに、特別支援教育等を含んだものとする。

専門分野 現行：(法第 14 条第 1 号) 50 単位 → 見直し：55 単位

現行：(法第 14 条第 2 号) 47 単位 → 見直し：52 単位

① 基礎視能矯正学

現行：(法第 14 条第 1 号) 10 単位 → 見直し：12 単位

現行：(法第 14 条第 2 号) 10 単位 → 見直し：12 単位

系統的な視能矯正を構築できる能力を養うために、視覚心理物理、眼位・眼球運動、両眼視機能の生理と病態、検査の基礎及び理論の理解と、適切な視覚環境を整えるための生理光学及び眼鏡学の専門知識の理解を教育目標に追加する。

② 視能検査学

現行：(法第 14 条第 1 号) 10 単位 → 見直し：11 単位

現行：(法第 14 条第 2 号) 10 単位 → 見直し：11 単位

多様化した視能検査に対応するため、画像情報の評価技能とその利用に必要な知識を教育目標に追加する。

「視能検査学」に関する内容としてこれまで教授していた職業倫理を除外し、専門基礎分野(疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進)で知識として理解するとともに、専門分野(臨地実習)で臨地での実践を通じた職業倫理を備えた人材を養成する。

③ 視能訓練学

現行：(法第 14 条第 1 号) 10 単位 → 見直し：10 単位

現行：(法第 14 条第 2 号) 10 単位 → 見直し：10 単位

視覚の観点から日常生活を支援することができるよう、視覚リハビリテーションの知識と技能の習得を強調するとともに、リハビリテーションにおける運動機能等との協調に関する教育を教育目標に追加する。

「視能訓練学」に関する内容としてこれまで教授していた感染症に対する対応と救急対応を除外し、専門基礎分野（疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進）で知識として理解する。

⑤ 臨地実習

現行：(法第 14 条第 1 号) 14 単位 → 見直し：16 単位

現行：(法第 14 条第 2 号) 11 単位 → 見直し：13 単位

高度化、多様化する保健、医療、福祉、介護等に対応すべく、職業倫理を踏まえて多様な医療現場で経験を積めるよう 2 単位追加する。

1) 臨地実習施設

高度化、多様化した医療に伴い、視能訓練士の業として視能矯正の実践内容が拡大したことに対応できるよう、病院等において行う実習を 10 単位以上から 11 単位以上に引き上げる。

また、視能訓練士として社会構造の変化に伴う医療提供体制の変革への対応や、視覚障害児の発達に対応した実践的な学習とするために、医療のみならず保健、福祉、介護、特別支援学校等との連携をもつことで多彩な臨地で実習する機会を設けることを推奨とする [ガイドライン]。

2) 養成所

養成所においては、視能訓練士の資格を有さない学生が臨地実習に臨むにあたり、臨地実習前後の技術・知識の到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていること等を確認する実技試験及び指導）及び臨地実習後の振り返りを必修として行うため 1 単位追加する。

(2) 教育内容の指導方法について

基礎分野に「社会の理解」を追加することに伴い、教育目標を達成する目的として、文部科学大臣が指定する大学と同等に他職種との合併及び合同授業が可能となるよう、授業に関する事項から制限を除き改める [ガイドライン]。

(3) 臨地実習の 1 単位の時間数について

臨地実習 1 単位の計算方法について、45 時間の実習をもって計算することを見直し、1 単

位 40 時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて 45 時間以内とすることとする [ガイドライン]。

第3 隣地実習の在り方について

1. 基本的考え方

第1及び第2において述べたように、視能訓練士を取り巻く環境の変化から、臨地実習においても社会構造の変化に伴う医療提供体制の変革に対応したものとなるよう、実施すべき範囲を医療のみならず保健、福祉、介護、教育の分野、特に特別支援学校などへ拡げる必要がある。

また、視能訓練士の資格のない学生が患者に接して臨地実習を行うためには、安全性や患者との良好なコミュニケーション能力を含めた必要不可欠な知識・技能・態度が十分に備わっていることが望ましいが、現状はその確認方法や評価方法等も養成所によって様々であることから、教育内容のなかで実施すべき範囲の拡大とともに臨地実習に臨む学生の質においても配慮を行う必要があり、その成果を確認の上、不足する点を補うことが重要となる。このような状況を踏まえ、臨地実習の中で実施する教育内容及び、臨地実習1単位の時間数の見直しとともに臨地実習に臨む学生の質の担保を図るため、臨地実習指導者の要件についても検討を行った。

2. 改正の内容

(1) 臨地実習の中で実施する教育内容について

臨地実習の実施にあたり、病院等での実習の実施に加え、保健、福祉、介護及び盲学校を含めた特別支援学校等との連携をもつことで、見学等の実習ができる機会を設けることが望ましいこととする [ガイドライン]。

(2) 臨地実習指導者の要件に関する事項について

臨地実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、視能訓練士又は医師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者とし、そのうち1名は視能訓練士であることに加え、この視能訓練士においては、厚生労働省が定める基準(別添3 [通知])を満たす臨地実習指導者講習会を修了した者であることが望ましいこととする [ガイドライン]。

第4 その他について

1. 養成所に備えるべき備品等の見直しについて

(1) 基本的考え方

教育内容の見直しに伴い、必要とされる教育の内容を踏まえ、養成所において備えるべき備品等について検討を行った。

(2) 改正の内容

教育内容の見直しに伴い、必要となる教育の内容を踏まえ、標準整備品目の台数を見直すとともに、教育上、追加が必要となる品目は別添2〔ガイドライン-別表2〕のとおりとする。

第5 適用時期について

今回の見直しについては、視能訓練士を取り巻く環境の変化等に早急に対応する必要性を踏まえつつ、養成所における体制整備及び学生募集などを考慮し、新カリキュラムの適用時期は、法第14条第1号は令和6年4月の入学生から、法第14条第2号は国家試験の改正時期を合わせることを念頭に、令和8年4月の入学生からとすることが妥当と考える。なお、臨地実習指導者の要件の見直しについては、臨地実習を実施する時期までに可能な限り要件を満たすよう取り組むこととし、同条第1号及び第2号の規定について、ともに令和8年4月から適用することが妥当と考える。

第6 今後の課題

今回の見直しについては、質の高い視能訓練士を養成するため大幅な見直しを行うものであり、新カリキュラムの適用がされて以降、当該見直しによる視能訓練士の質の向上等について検証することが必要と考えられる。

「はじめに」でも記載のとおり、国家資格として職種が定められて以降、視能訓練士を取り巻く環境も大きく変化している。今後もその時代の情勢や動向、医療技術の高度化と複雑化等に伴い、視能訓練士に求められる役割も変化していくと考えられることから、上記の検証も踏まえ、新カリキュラムの適用から5年を目途として、新たな見直しの必要性についての検討を行う。

(1) カリキュラムとして定める総単位数

今回の見直しに当たっては、医療技術の高度化と複雑化、国民の医療へのニーズの変化と多様化に伴い、資格創設当初よりも幅広く患者に適切に対応できる実践的な能力を身に付ける必要があったため、視能訓練士として必要な知識及び技能の修得のために指定規則で定める総単位数を8単位と大幅に追加することとなった。

今後の見直しにおいては、指定規則で定める教育総単位数を増やすことを主軸とするのではなく、視能訓練士として活躍する上で教授することが必要な知識及び技能であるかを吟味するとともに、教育の質を向上させる対策を検討してまいりたい。

(2) 臨地実習の中で実施する教育内容

視能訓練士として患者への適切な対応と実践的な能力を身に付けるため、臨地実習においても社会構造の変化に伴う医療提供体制の変革に対応したものとなるよう、実施すべき範囲を医療のみならず保健、福祉、介護、教育の分野、特に特別支援学校などの経験が得られるようにすることが望ましいものの、具体的な範囲について今回は見直しを行わなかった。他方で、幅広く経験を得るためには、複数の臨地実習施設との間で学生の受け入れの調整を求められることが想定される。

公益社団法人日本視能訓練士協会と全国視能訓練士学校協会には、今後、学生が必要

な経験を臨地実習の中で受けることができるよう、臨地実習施設における学生受け入れの実態と実施する範囲の状況を把握するとともに、各養成所の学生が幅広く経験をえられるよう学生と臨地実習施設の調整をサポートできる仕組みを確立していただきたい。

(3) 臨地実習指導者の要件

視能訓練士として臨地実習指導者となる者は、臨床実習指導者講習会の修了者であることが望ましいが、整備にあたり潤沢な時間が必要になることから、次回見直し時に必須要件とするための段階的取組みとして、今回は推奨要件に留めることとした。将来的には、全ての臨地実習施設において質が担保された指導者による指導が実施されるべきものであることから、早いうちから積極的に臨地実習施設において本講習の受講に取り組むことが望まれる。

公益社団法人日本視能訓練士協会と全国視能訓練士学校協会には、次回見直し時において、本講習の受講を必須項目とすることを念頭に置き、実現に向けた手厚いサポートを実施いただきたい。

なお、視能訓練士臨床実習指導者講習会の開催指針（以下「指針」という。）に基づく講習会に類するものとして、公益財団法人医療研修推進財団が実施する視能訓練士実習施設指導者等養成講習会があり、今までに約 1,600 名の受講修了者を輩出している。

今回の見直しでは、臨地実習指導者の要件として臨地実習指導者講習会の修了を必須とはしておらず、施行までに修了者の整備が必要となる状況ではない一方、5年を目途とした次回見直し時には、臨地実習指導者講習会の修了を必須要件とすることを前提とした検討を行うこととなることから、上記に類する講習会が指針で定める要件を満たすかの確認を行い、不足分の対応をいただくことで、臨地実習指導者講習会を修了した者と同等に扱うこととするとして検討会において結論付けた（別添 4 [検討会一部抜粋資料]）。

上記に類する講習会における不足分として、基本的な教授すべき内容及び講習時間は満たしているもののテーマの構成が指針とは異なる点や、実施方法が参加者主体の体験型研修を主に行われているわけではない点を検討会において確認した。

公益社団法人日本視能訓練士協会と全国視能訓練士学校協会は、次回見直し時に臨地実習指導者講習会の修了を必須とすることを踏まえ、上記の類する講習会を修了した者の扱い

をどのようにすべきか考える必要がある。

同等として扱うこととするならば、主催である公益財団法人医療研修推進財団と協議いただき、構成や実施方法を指針に合わせて見直すとともに、見直し前の修了者の取り扱いについて指針に基づく講習を修了した者と同等と見なすかを議論すべき課題として、今一度検討事項として論点提起していただきたい。

第7 おわりに

本報告の内容は、視能訓練士の教育に関し大幅な見直しを求めるものであるが、いずれも早急を実施されることが必要である。本報告の趣旨を踏まえ、その内容が適切に実施されるよう指定規則等の改正に着手されることを期待する。

視能訓練士になるためには、養成所において視能訓練士に関する知識及び技能を修得し、国家試験に合格する必要がある。

しかしながら、養成所においては、国家試験に合格することのみに重点を置くのではなく、将来視能訓練士として活躍できる人材の養成に重点を置き、それぞれ特色のある教育を行うことを期待する。

(参考)

視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会構成員名簿

- 江頭 正人 東京大学大学院医学系研究科医学教育国際研究センター
医学教育学部門 教授
- 神村 裕子 日本医師会 常任理事
- 小林 昭子 東京医科大学病院眼科 視能訓練室
- 南雲 幹 井上眼科病院 診療技術部 部長
日本視能訓練士協会 会長
- 新井田 孝裕 国際医療福祉大学 副学長
全国視能訓練士学校協会 会長
- 林 孝雄 帝京大学医療技術学部 視能矯正学科 教授
視能訓練士国家試験委員長
- 平木 たい子 大阪医療福祉専門学校 教務部長
- 不二門 尚 大阪大学大学院生命機能研究科 特任教授
- 松本 長太 近畿大学医学部眼科学教室 教授
- ※○は座長 (五十音順、敬称略)

視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会開催状況

第1回 令和3年 9月 3日 視能訓練士教育見直しの背景と検討会の方向性について

第2回 11月 4日 第1回改善検討会の主な意見と事務局提案について

第3回 12月 2日 検討会とりまとめ報告書（案）について

別添 1 視能訓練士学校養成所指定規則

別表第 1 教育内容及び単位数

| 教育内容 | | 法第 14 条 第 1 号 単位数 | 法第 14 条 第 2 号 単位数 |
|--------|----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解 | 14 | |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能及び心身の発達 | 8 | 4 |
| | 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 | 9 | 6 |
| | 視覚機能の基礎と検査機器 | 8 | 8 |
| | 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念 | 7 | 5 |
| 専門分野 | 基礎視能矯正学 | 12 | 12 |
| | 視能検査学 | 11 | 11 |
| | 視能障害学 | 6 | 6 |
| | 視能訓練学 | 10 | 10 |
| | 臨地実習 | 16 | 13 |
| 合 計 | | 101 | 75 |

備考

- 1・2 (略)
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、法第 14 条第 1 号では臨地実習 16 単位以上及び臨地実習以外の教育内容 85 単位以上(うち基礎分野 14 単位以上、専門基礎分野 32 単位以上及び専門分野 39 単位以上)、法第 14 条第 2 号では臨地実習 13 単位以上及び臨床実習以外の教育内容 62 単位以上(うち専門基礎分野 23 単位以上及び専門分野 39 単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
- 4 臨地実習については、11 単位以上は、病院等において行うこと。
- 5 臨地実習のうち、1 単位は養成施設における臨地実習前後の技能修得到達度評価(臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験及び指導等)及び実習後の振り返りを行うこと。

別添 2 視能訓練士養成所指導ガイドライン

別表 1 教育内容と教育目標

| | 教育内容 | 法第 14 条 | 法第 14 条 | 教育目標 |
|--------|----------------------------|--------------|--------------|---|
| | | 第 1 号 単位数 | 第 2 号 単位数 | |
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解 | 14 | | 科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。患者や医療スタッフとの良好な人間関係の構築に必要な能力を養う。 |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能及び心身の発達 | 8 | 4 | 人体の構造と機能及び心身の発達を系統的に学び、生命現象を総合的に理解するための能力を養う。 |
| | 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 | 9 | 6 | 健康、疾病及び障害について、予防、発症、治療、回復過程の促進に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養うとともに、職業倫理を理解し、感染症に対する対応と救急対応を含む医療安全管理の知識、高次脳機能障害や発達障害等の基礎を学ぶ。 |
| | 視覚機能の基礎と検査機器 | 8 | 8 | 視覚の情報処理過程を系統的に学び、視覚機能の疾病や障害を総合的に検出する視覚機能診断機器の原理と操作及び検査・測定方法の基礎理論と技術を習得し、疾病と障害との関連を理解する能力を養う。 |
| | 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念 | 7 | 5 | 保健医療福祉の推進のために、社会保障制度を理解し、視能訓練士が果たすべき役割及び多職種連携について学習する。 併せて、特別支援教育等を含む地域社会における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を養う。 |
| 専門分野 | 基礎視能矯正学 | 12 | 12 | 視能矯正の枠組みと理論を理解し、系統的な視能矯正を構築できる能力を養うために、視覚心理物理、眼位・眼球運動、両眼視機能の生理と病態、検査の基礎及び理論を理解する。また適切な視覚環境を整えるための生理光学及び眼鏡学の専門知識を理解する。 |
| | 視能検査学 | 11 | 11 | 多様化した視能検査の専門的知識と技術を習得し、画像情報の利用を含む評価技能について学習する。 |
| | 視能障害学 | 6 | 6 | 視能障害の予防と治療の観点から、種々の障害を理解する。 |
| | 視能訓練学 | 10 | 10 | 視覚発達の促進や種々の視能障害に対する矯正、訓練、指導及び管理などリハビリテーションの立場から |

別添 2 視能訓練士養成所指導ガイドライン

| | | | | |
|--|------|-----|--|---|
| | | | 必要な知識と技術を習得する。また、視能障害に対する支援の観点から、神経生理や運動機能と感覚機能との関連／協調について視覚リハビリテーションを提供できる知識と技術を習得する。 | |
| | 臨地実習 | 16 | 13 | <p>基本的な視能矯正の実践技術を習得し、患者との人間関係から共感的態度を養う。また、外来、病棟、手術室など多様な医療現場におけるニーズに対応できる知識と技術を習得し、職業倫理を高め、医療チームの一員としての責任と自覚を培う。</p> <p>また、臨地実習前後の到達度評価及び臨地実習後の振り返りにより、臨地実習に臨むために必要な知識、技術、患者対応及び臨地実習の効果を確認し、視能訓練士としての基礎的な実践能力を身につける。</p> |
| | 合計 | 101 | 75 | |

別添 2 視能訓練士養成所指導ガイドライン

別表 2 教育上必要な機械器具、標本及び模型
機械器具

| 品 目 | 数量 |
|----------------------------------|-------|
| 心理検査用具 | |
| 心理検査用具 3種以上 | 各1 |
| 視力測定装置 | |
| 遠用 3種以上 | 10 |
| 近用 3種以上 | 各2 |
| 乳幼児用 3種 | 各1 |
| 視野測定装置 | |
| 動的量的視野計 | 10人で1 |
| 静的量的視野計 | 15人で1 |
| 中心視野計、中心暗点計 2種 | 各2 |
| 色覚検査機器 | |
| 色覚検査表 3種以上 | 各1 |
| アノマロスコプ | 1 |
| 色相配列検査 2種以上 | 各1 |
| 前眼部・透光体・眼底の検査及び記録装置 | |
| 倒像鏡 | 1 |
| 直像鏡 | 10人で1 |
| 集光レンズ(14D、20D等) | 1 |
| *角膜形状解析装置一式 | 1 |
| オフサルモメーター | 1 |
| プラチドー | 1 |
| *角膜内皮細胞測定装置 | 1 |
| 細隙灯顕微鏡(記録装置付を含む。) | 2 |
| 眼底撮影装置 | 10人で1 |
| 三次元眼底解析装置 | 1 |
| 外眼部・眼位・眼球運動撮影装置(カメラ、ビデオ等) | 1 |
| 眼球突出計 | 10人で1 |
| 検眼機器 | |
| 検眼レンズセット(クロスシリンダーを含む。)(架台式又は携帯式) | 6人で1 |
| 遠近用レンズセット | 3 |
| レンズメーター | 6人で1 |
| 瞳孔距離計 | 1 |
| 他覚的屈折検査機器一式 | |
| レフラクトメーター | 8人で1 |
| レチノスコプ(ストリーク又はスポット) | 4人で1 |
| 模型眼 | 4人で1 |
| 板付きレンズ | 5 |
| *光学式眼軸長測定装置 | 1 |
| 眼圧測定機器(圧入式、圧平式(接触型、非接触型)を含む3種以上) | 10人で1 |
| コンタクトレンズ検査用機器 | |
| コンタクトレンズトライアルセット(ハード及びソフトを含む。) | 2 |
| ブラックライト | 1 |

別添 2 視能訓練士養成所指導ガイドライン

| | |
|---------------------------------|-------|
| 調節検査機器(近点計を含む2種) | 3 |
| 暗順応に関する機器 | 1 |
| 両眼視機能検査機器 | |
| 大型弱視鏡 | 8人で1 |
| 斜視角測定機器 | |
| マドックス正切スカラ(5メートル用) | 1 |
| 角プリズム、プリズムバー | 各2人で1 |
| 膜プリズムトライアルセット | 2 |
| ローレンス斜視計 | 1 |
| 眼球運動(複像)測定装置 | |
| ヘス赤線試験 | 1 |
| 立体視検査機器 | |
| 遠見ステレオテスト | 1 |
| 近見ステレオテスト 4種以上 | 4人で1 |
| 三柱深径覚計(三杆法) | 1 |
| 網膜対応検査機器 | |
| 残像検査装置 | 2 |
| ウォース4灯計、ベレンス3色灯 | 各1 |
| バゴリーニレンズ | 5人で1 |
| バゴリーニレッドフィルターラダー | 1 |
| 不等像検査機器 | 2 |
| 視能矯正・訓練治療機器 | |
| コージナートル | 2 |
| カイロスコープ | 3 |
| 立体鏡 | 3 |
| 斜視手術器具一式(供覧用) | 1 |
| 視覚障害者用機器 | |
| 視覚障害者用シミュレーションレンズ | 1 |
| 視覚障害者用補助具 | |
| 弱視レンズセット(眼鏡型、卓上型及び単眼型) | 各2組 |
| 拡大装置(タブレット端末を含む。) | 1 |
| 遮光眼鏡一式 | 1 |
| 生活用具一式 | 1 |
| 電気生理検査機器 | |
| ERG測定装置 | 1 |
| 眼球運動(EOG、ENG、OKN)測定装置 | 1 |
| VEP測定装置 | 1 |
| 超音波診断装置(A/Bモード) | 1 |
| 情報処理機器 | |
| 光学実験装置 | 1 |
| 中心感度測定装置 | |
| 中心フリッカー値測定機器 | 1 |
| コントラスト感度測定機器 | 1 |
| バイタル検査用具一式(血圧計、聴診器、体温計、メトロノーム等) | 各1 |
| 高齢者疑似体験セット | 1 |
| 車椅子 | 1 |

別添 2 視能訓練士養成所指導ガイドライン

| | |
|-------------|---|
| 消毒、滅菌装置一式 | 1 |
| 薬品等保存用冷凍冷蔵庫 | 1 |

備考 *を付けたものについては、養成所又は臨地実習施設のいずれかにおいて使用できるものであること。

標本及び模型

| 品 目 | 数量 |
|-----------|------|
| 人体模型 | 1 |
| 人体骨格模型 | 1 |
| 人体神経走行模型 | 1 |
| 眼球模型 2種以上 | 各1 |
| 頭骨模型 | 5人で1 |

別添3 臨地実習指導者講習会の開催指針

第1 趣旨

本指針は、視能訓練士の臨地実習に係る指導者講習会（以下「指導者講習会」という。）を開催する者が参考とすべき形式、内容等を定めることにより、指導者講習会の質の確保を図り、もって視能訓練士養成の質の向上及び臨地実習を行う養成施設における適切な指導体制の確保に資することを目的とするものである。

第2 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される指導者講習会実施担当者が、指導者講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 指導者講習会主催責任者 1名以上
 - ※ 指導者講習会を主催する責任者
 - ※ (2)との兼務も可
- (2) 指導者講習会企画責任者 1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 指導者講習会世話人 グループ討議の1グループ当たり1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等に協力する者
 - ※ 指導者講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

2. 指導者講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

3. 受講対象者

実務経験5年以上の視能訓練士

4. 指導者講習会の形式

ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 指導者講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 一回当たりの参加者数が50名程度であること。
- ③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた指導者講習会報告書が作成されること。
- ⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

別添3 臨地実習指導者講習会の開催指針

5. 指導者講習会におけるテーマ

指導者講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤又は⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 視能訓練士養成所における臨地実習制度の理念と概要
- ② 臨地実習の到達目標と修了基準
- ③ 臨地実習施設における臨地実習プログラムの立案
- ④ 臨地実習指導者の在り方（ハラスメント防止を含む）
- ⑤ 臨地実習指導者及びプログラムの評価
- ⑥ その他臨地実習に必要な事項

6. 指導者講習会の修了

指導者講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

第3 指導者講習会の開催手続き

- (1) 指導者講習会を開催しようとする主催者は、開催日の2カ月前までに、様式2の確認依頼書に関係書類を添えて、厚生労働省医政局医事課まで提出すること。
- (2) 当該指導者講習会が本指針に則ったものであると同課で確認できた場合には、その旨主催者に連絡する。主催者は指導者講習会修了の1週間前までに、修了証書を同課まで提出すること。なお、修了証書は参加者の氏名、指導者講習会の名称等を記載し、主催者印を押印すること。
- (3) 提出された修了証書については、医政局長印を押印した上で主催者に返却するものであること。指導者講習会に参加しなかった者及び指導者講習会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。
- (4) 指導者講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した指導者講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。また、指導者講習会報告書と併せて、交付しなかった修了証書を同課に提出すること。
 - ① 指導者講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ③ 開催日及び開催地
 - ④ 指導者講習会主催責任者の氏名
 - ⑤ 指導者講習会参加者及び指導者講習会修了者の氏名及び人数
 - ⑥ 指導者講習会の目標
 - ⑦ 指導者講習会の進行表
(時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した指導者講習会の時間割)
 - ⑧ 指導者講習会の概要
(グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。)

| (現行の講習会) 医療研修推進財団主催 視能訓練士実習施設指導者等養成講習会カリキュラム (要望書一部抜粋追記) | | | |
|--|---------|---|--|
| > 指導者講習会の講義時間：18時間 > 受講対象者(1) 5年以上、現任の視能訓練士養成施設で教育指導者の任にあたる者 (2) 5年以上の経験を有する者で実習施設において実習指導者の任にあたる者、又は今後視能訓練士専任教員等となることを希望する者 (3) リカレント教育として再受講を希望する者 > 指導者講習会の形式 ・形式：オンデマンド配信(講義)+Zoomを活用したWebグループワーク ・受講定員：70名 ・更新制度等：なし > 直近のプログラム内容(令和3年度内容) ※指導者講習会指針案におけるテーマと照し合わせて提示 | | 第2回視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会 令和3年11月4日 | 資料 1 |
| 直近のプログラム内容(令和3年内容) | 講義時間(分) | (区分)指導者講習会指針案のテーマの一部として該当する項目 | 講義時間等要件 |
| (1) 実習指導者のあり方 | 90 | 5.1 視能訓練士養成施設における臨地実習制度の理念と概要 5.4 臨地実習指導者の在り方(ハラスメント防止を含む) | 5.1~5.4に掲げる項目を含む、実質的な960分以上の講習であり、参加者主体の体験型研修形式であること |
| (2) 医療安全管理 | 90 | 5.6 その他臨地実習に必要な事項 | |
| (3) 青年期の心理的な特性を踏まえた実習指導 | 90 | | |
| (4) 臨床実習指導におけるコーチング | 90 | 5.4 臨地実習指導者の在り方(ハラスメント防止を含む) | |
| (5) レポート評価法 | 90 | 5.2 臨地実習の到達目標と修了基準 | |
| (6) 実習評価法 | 90 | 5.5 臨地実習指導者およびプログラムの評価 | |
| (7) 実習指導計画の立案と指導法 | 60 | 5.3 臨地実習施設における臨地実習プログラムの立案 5.5 臨地実習指導者およびプログラムの評価 | |
| (8) 行動分析学を取り入れた臨床実習指導 | 90 | | |
| (9) グループ討議 説明 | 30 | | |
| (10) 視能矯正実習指導法(演習:Webグループワーク) | 180 | 5.6 その他臨地実習に必要な事項 | |
| (11) 効果的な実習指導を行う上での指導者の役割(演習:Webグループ討議) | 180 | | |
| 計 | 1080 | 計 | 960 |

事務局提案

今回の見直しでは、臨地実習指導者の要件として臨地実習指導者講習会の修了を必須とはしておらず、施行までに修了者の整備が必要となる状況ではない一方、次回見直し時には臨地実習指導者講習会の修了を必須要件とすることを前提とした検討を行うこととなる。

このことから、上記の類似講習会が指針案で定める要件を満たすかの確認を行い不足分の対応をいただくことで、臨地実習指導者講習会を修了した者と同等に扱えるか、改めて次回議論の際に論点に上げることとしてはどうか。